

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第21号

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

第1条 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(公の意思の形成への参画に携わる職) 第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。 (1) 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第14条第2項に規定する部局長等及び同条例第15条第2項に規定する会計管理者並びに鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第16条の規定により置かれる部内局及び課の長、次長、理事監並びに参事監 (2)~(5) 略	(公の意思の形成への参画に携わる職) 第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。 (1) 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等及び同条例第14条第2項に規定する会計管理者並びに鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第16条の規定により置かれる局及び課の長、次長、理事監並びに参事監 (2)~(5) 略

(鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部改正)

第2条 鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成18年鳥取県規則第89号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(雑則) 第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、総務部長(鳥取県事務処理権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織条例第14条第2項に規定する総務部長をいう。)が別に定める。	(雑則) 第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、総務部長(鳥取県事務処理権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織条例第13条第2項に規定する総務部長をいう。)が別に定める。

(鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例施行規則(平成16年鳥取県規則第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>様式第2号(第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例(抜すい)</p> <p>(調査等)</p> <p>第4条 知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合においては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第14条第2項に規定する部局長等、同条例第2条の規定により設置される部局等を構成する内部組織の長その他知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長。以下同じ。)は、放置自動車があるときは、当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査するとともに、当該放置自動車の撤去を促すために当該放置自動車に警告書をはり付けることができる。</p> <p>2~5 略</p> </div>	<p>様式第2号(第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例(抜すい)</p> <p>(調査等)</p> <p>第4条 知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合においては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等、同条例第2条の規定により設置される部局等を構成する内部組織の長その他知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長。以下同じ。)は、放置自動車があるときは、当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査するとともに、当該放置自動車の撤去を促すために当該放置自動車に警告書をはり付けることができる。</p> <p>2~5 略</p> </div>

(鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第4条 鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和49年鳥取県規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(退院等命令書の交付)</p> <p>第14条 知事(権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつ</p>	<p>(退院等命令書の交付)</p> <p>第14条 知事(権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつ</p>

ては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第2項に規定する福祉保健部長）は、法第38条の3第4項、第38条の5第5項又は第38条の7第1項若しくは第2項の規定により、入院中の者を退院させることを命じようとするとき、又は処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じようとするときは、様式第18号による命令書を精神科病院の管理者に交付するものとする。

様式第5号（第5条関係）

入院措置決定通知書

番 号

様

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、入院措置が必要であると認められるので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 条第 項の規定により、下記のとおり通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

記

1～5 略

6 不明な点又は納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員に申し出てください。それでもなお、入院又は処遇に納得がいかない場合には、あなた又はあなたの保護者は、退院又は病院の処遇の改善を指示するよう、知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は最寄りの保健所若しくは鳥取県福祉保健部障がい福祉課にお問い合わせください。

7 略

ては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する福祉保健部長）は、法第38条の3第4項、第38条の5第5項又は第38条の7第1項若しくは第2項の規定により、入院中の者を退院させることを命じようとするとき、又は処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じようとするときは、様式第18号による命令書を精神科病院の管理者に交付するものとする。

様式第5号（第5条関係）

入院措置決定通知書

番 号

様

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、入院措置が必要であると認められるので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 条第 項の規定により、下記のとおり通知します。

年 月 日

職 氏 名 印

記

1～5 略

6 不明な点又は納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員に申し出てください。それでもなお、入院又は処遇に納得がいかない場合には、あなた又はあなたの保護者は、退院又は病院の処遇の改善を指示するよう、知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は最寄りの保健所若しくは鳥取県福祉保健部障害福祉課にお問い合わせください。

7 略

（鳥取県障害者自立支援法施行細則の一部改正）

第5条 鳥取県障害者自立支援法施行細則（平成18年鳥取県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>指定障害福祉サービス事業所 指定障害者支援施設 指定（更新）申請書 指定相談支援事業所</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">申 請 者 所在地 （事業者・設置者） 名称 代表者 ㊞</p> <p>指定障害福祉サービス事業所（指定障害者支援施設・指定相談支援事業所）の指定（指定の更新）を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注 略</p> <p>添付書類</p> <p>1 略</p> <p>2 指定を受けようとする事業等の種類に応じて福祉保健部長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第2項に規定する福祉保健部長をいう。以下同じ。）が別に定める書類</p>	<p>様式第1号（第2条関係）</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>指定障害福祉サービス事業所 指定障害者支援施設 指定（更新）申請書 指定相談支援事業所</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">申 請 者 所在地 （事業者・設置者） 名称 代表者 ㊞</p> <p>指定障害福祉サービス事業所（指定障害者支援施設・指定相談支援事業所）の指定（指定の更新）を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注 略</p> <p>添付書類</p> <p>1 略</p> <p>2 指定を受けようとする事業等の種類に応じて福祉保健部長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する福祉保健部長をいう。以下同じ。）が別に定める書類</p>

（鳥取県児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則の一部改正）

第6条 鳥取県児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則（平成18年鳥取県規則第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>知的障害児施設等 指定（更新）申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">申 請 者 所在地</p>	<p>様式第1号（第2条関係）</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>知的障害児施設等 指定（更新）申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">申 請 者 所在地</p>

(設置者) 名 称 代表者 ㊟	(設置者) 名 称 代表者 ㊟
児童福祉法に規定する知的障害児施設等の指定(指定の更新)受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。	児童福祉法に規定する知的障害児施設等の指定(指定の更新)受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。
略	略
注 略 添付書類 1 略 2 指定を受けようとする知的障害児施設等の種類に応じて福祉保健部長(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第14条第2項に規定する福祉保健部長をいう。)が別に定める書類 (別紙) 略	注 略 添付書類 1 略 2 指定を受けようとする知的障害児施設等の種類に応じて福祉保健部長(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する福祉保健部長をいう。)が別に定める書類 (別紙) 略

(鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部改正)

第7条 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則(昭和62年鳥取県規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 略 2～7 略 8 この規則において「総合事務所長」とは、鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長をいい、「福祉相談センター所長」とは、権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第73条の規定により設置された福祉相談センターの長をいい、「児童相談所長」とは、権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県児童相談所設置条例(平成12年鳥取県条例第13号)第1条の規定により設置された児童相談所	(定義) 第2条 略 2～7 略 8 この規則において「総合事務所長」とは、鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長をいい、「福祉相談センター所長」とは、権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第73条の規定により設置された福祉相談センターの長をいい、「児童相談所長」とは、権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県児童相談所設置条例(平成12年鳥取県条例第13号)第1条の規定により設置された児童相談所

<p>の長をいい、「福祉保健部長」とは、権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第14条第2項</u>に規定する福祉保健部長をいう。</p> <p>9 略</p>	<p>の長をいい、「福祉保健部長」とは、権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第13条第2項</u>に規定する福祉保健部長をいう。</p> <p>9 略</p>
---	---

（鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正）

第8条 鳥取県児童福祉法施行細則（平成3年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>第31条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、福祉保健部長（権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第14条第2項</u>に規定する福祉保健部長をいう。）が別に定める。</p>	<p>第31条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、福祉保健部長（権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第13条第2項</u>に規定する福祉保健部長をいう。）が別に定める。</p>

（鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の一部改正）

第9条 鳥取県看護職員修学資金等貸付規則（昭和37年鳥取県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（修学資金の額等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 修学資金は、毎月1月分ずつ貸し付ける。ただし、知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合）<u>は、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第2項に規定する福祉保健部長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された医療政策課の長。以下同じ。）が必要と認めるときは2月分以上をまとめて貸し付けることができる。</u></p> <p>4 略</p>	<p>（修学資金の額等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 修学資金は、毎月1月分ずつ貸し付ける。ただし、知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合）<u>は、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する福祉保健部長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された医療政策課の長。以下同じ。）が必要と認めるときは2月分以上をまとめて貸し付けることができる。</u></p> <p>4 略</p>

（鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部改正）

第10条 鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則（平成17年鳥取県規則第119号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（目的）            第1条 この規則は、大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいい、学校法人自治医科大学を除く。以下同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の病院等（県内の病院（知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合）にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第14条第2項</u>に規定する福祉保健部長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された医療政策課の長。以下同じ。）が指定するものに限る。）又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所をいう。以下同じ。）において医師の業務に従事しようとするものに対し、修学上必要な資金（以下「奨学金」という。）を貸し付けることにより、県内における医師の確保を図ることを目的とする。</p>	<p>（目的）            第1条 この規則は、大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいい、学校法人自治医科大学を除く。以下同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の病院等（県内の病院（知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合）にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第13条第2項</u>に規定する福祉保健部長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された医療政策課の長。以下同じ。）が指定するものに限る。）又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所をいう。以下同じ。）において医師の業務に従事しようとするものに対し、修学上必要な資金（以下「奨学金」という。）を貸し付けることにより、県内における医師の確保を図ることを目的とする。</p>

（鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則の一部改正）

第11条 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則（平成21年鳥取県規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（目的）            第1条 この規則は、国立大学法人鳥取大学（以下「鳥取大学」という。）、国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」という。）又は国立大学法人山口大学（以下「山口大学」という。）において医学を専攻する者（地域の医師確保に早急に対応するために臨時特例的に認められる入学枠（以下「臨時養成枠」という。）により入学した者に限る。）で、県内の病院等（県内の病院（知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合）にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第14条第</u></p>	<p>（目的）            第1条 この規則は、国立大学法人鳥取大学（以下「鳥取大学」という。）、国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」という。）又は国立大学法人山口大学（以下「山口大学」という。）において医学を専攻する者（地域の医師確保に早急に対応するために臨時特例的に認められる入学枠（以下「臨時養成枠」という。）により入学した者に限る。）で、県内の病院等（県内の病院（知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合）にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第13条第</u></p>

<p>2項に規定する福祉保健部長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された医療政策課の長。以下同じ。）が指定するものに限る。）又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所をいう。以下同じ。）において医師の業務に従事しようとするものに対し、修学上必要な資金（以下「奨学金」という。）を貸し付けることにより、県内における医師の確保を図ることを目的とする。</p>	<p>2項に規定する福祉保健部長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された医療政策課の長。以下同じ。）が指定するものに限る。）又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所をいう。以下同じ。）において医師の業務に従事しようとするものに対し、修学上必要な資金（以下「奨学金」という。）を貸し付けることにより、県内における医師の確保を図ることを目的とする。</p>
--	--

（鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例施行規則の一部改正）

第12条 鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例施行規則（平成20年鳥取県規則第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（指定施設の指定） 第3条 略 2 前項の申出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。 （1）～（4） 略 （5） 前各号に掲げるもののほか、知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第14条第2項</u>に規定する生活環境部長。以下同じ。）が必要と認める書類及び図面</p>	<p>（指定施設の指定） 第3条 略 2 前項の申出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。 （1）～（4） 略 （5） 前各号に掲げるもののほか、知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第13条第2項</u>に規定する生活環境部長。以下同じ。）が必要と認める書類及び図面</p>

（鳥取県温泉法施行細則の一部改正）

第13条 鳥取県温泉法施行細則（昭和62年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（温泉掘削者等の住所等の変更の届出） 第6条 法第3条第1項又は法第11条第1項の許可を受けた者（以下「温泉掘削者等」という。）は、法第8条第1項（法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出をするまでの間に、第2条の申請書の記載事項のうち住所又は氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、</p>	<p>（温泉掘削者等の住所等の変更の届出） 第6条 法第3条第1項又は法第11条第1項の許可を受けた者（以下「温泉掘削者等」という。）は、法第8条第1項（法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出をするまでの間に、第2条の申請書の記載事項のうち住所又は氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、</p>

<p>名称又は代表者の氏名)に変更を生じたときは、速やかに様式第7号による届出書を知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合)にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第14条第2項に規定する生活環境部長、鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条の規定により設置されたくらしの安心推進課の長又は鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。)に提出しなければならない。</p>	<p>名称又は代表者の氏名)に変更を生じたときは、速やかに様式第7号による届出書を知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合)にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する生活環境部長、鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条の規定により設置されたくらしの安心推進課の長又は鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。)に提出しなければならない。</p>
--	--

(鳥取県立高等技術専門校規則の一部改正)

第14条 鳥取県立高等技術専門校規則(昭和45年鳥取県規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(職業訓練の種類等) 第2条 略 2 商工労働部長(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第14条第2項に規定する商工労働部長をいう。以下同じ。)は、特に必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、短期課程の普通職業訓練の訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間を定めることができる。</p>	<p>(職業訓練の種類等) 第2条 略 2 商工労働部長(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する商工労働部長をいう。以下同じ。)は、特に必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、短期課程の普通職業訓練の訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間を定めることができる。</p>

(鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部改正)

第15条 鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率) 第3条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類は別表のとおりとし、利子補給率は農林水産大臣が定める率を勘案して知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されて</p>	<p>(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率) 第3条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類は別表のとおりとし、利子補給率は農林水産大臣が定める率を勘案して知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されて</p>

<p>いる場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第14条第2項</u>に規定する農林水産部長。以下同じ。）が別に定めるものとする。</p>	<p>いる場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第13条第2項</u>に規定する農林水産部長。以下同じ。）が別に定めるものとする。</p>
--	--

（主要農作物種子法施行細則の一部改正）

第16条 主要農作物種子法施行細則（昭和27年鳥取県規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（指定種子生産ほ場等の指定）</p> <p>第2条 知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第14条第2項</u>に規定する農林水産部長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された生産振興課の長。以下同じ。）は、法第3条第1項又は第7条第2項の規定により、指定種子生産ほ場又は指定原種ほ若しくは指定原原種ほを指定した場合には、当該申請者に対し様式第1号による指定書を交付する。</p> <p>2 略</p>	<p>（指定種子生産ほ場等の指定）</p> <p>第2条 知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第13条第2項</u>に規定する農林水産部長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された生産振興課の長。以下同じ。）は、法第3条第1項又は第7条第2項の規定により、指定種子生産ほ場又は指定原種ほ若しくは指定原原種ほを指定した場合には、当該申請者に対し様式第1号による指定書を交付する。</p> <p>2 略</p>

（鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部改正）

第17条 鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（設定）</p> <p>第4条 知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項又は第6項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第14条第2項</u>に規定する部局長等若しくは同条例第2条の規定により設置される部局等を構成する内部組織の長、鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第</p>	<p>（設定）</p> <p>第4条 知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項又は第6項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第13条第2項</u>に規定する部局長等若しくは同条例第2条の規定により設置される部局等を構成する内部組織の長、鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第</p>

<p>3条に規定する総合事務所長、鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例（平成7年鳥取県条例第6号）第1条の規定により設置された港湾事務所の長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第139条の規定により設置された空港管理事務所の長。以下同じ。）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき定める建設工事の請負契約及び測量等業務の委託契約（第15条第2項、第34条及び第36条において「建設工事等の契約」という。）の入札者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を、建設工事の種別（別表第1の建設業の許可区分の欄に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ発注工種の欄に定める工種をいう。以下「発注工種」という。）又は測量等業務の種別（別表第2に定める業務をいう。）ごとに定めるものとする。</p> <p>附 則 （施行期日） 1 略 （経過措置等） 2 及び 3 略 4 <u>教育委員会の機関</u>（本庁組織を除く。以下この項において同じ。）、病院局及び警察本部が発注する建設工事等の入札については、第18条第1項第2号（<u>教育委員会の機関</u>に限る。）、第25条、第26条第2項及び第27条ただし書の規定は、当分の間、適用しない。 5 略</p>	<p>3条に規定する総合事務所長、鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例（平成7年鳥取県条例第6号）第1条の規定により設置された港湾事務所の長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第139条の規定により設置された空港管理事務所の長。以下同じ。）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき定める建設工事の請負契約及び測量等業務の委託契約（第15条第2項、第34条及び第36条において「建設工事等の契約」という。）の入札者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を、建設工事の種別（別表第1の建設業の許可区分の欄に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ発注工種の欄に定める工種をいう。以下「発注工種」という。）又は測量等業務の種別（別表第2に定める業務をいう。）ごとに定めるものとする。</p> <p>附 則 （施行期日） 1 略 （経過措置等） 2 及び 3 略 4 <u>教育委員会事務局</u>（本庁組織を除く。以下この項において同じ。）、病院局及び警察本部が発注する建設工事等の入札については、第18条第1項第2号（<u>教育委員会事務局</u>に限る。）、第25条、第26条第2項及び第27条ただし書の規定は、当分の間、適用しない。 5 略</p>
---	---

（鳥取県採石条例施行規則の一部改正）

第18条 鳥取県採石条例施行規則（平成16年鳥取県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（跡地防災保証） 第5条 条例第6条第1項第4号の規則で定める保証（以下「跡地防災保証」という。）は、次に掲げる機関（債務超過になっていること、破産手続開始の決定を受けたこと等により、当該保証を行う機関として適当でない）と知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定</p>	<p>（跡地防災保証） 第5条 条例第6条第1項第4号の規則で定める保証（以下「跡地防災保証」という。）は、次に掲げる機関（債務超過になっていること、破産手続開始の決定を受けたこと等により、当該保証を行う機関として適当でない）と知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定</p>

<p>により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第2項に規定する県土整備部長又は鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。）が認めるものを除く。）が行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する県土整備部長又は鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。）が認めるものを除く。）が行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2～4 略</p>
--	--

（水産業協同組合検査規則の一部改正）

第19条 水産業協同組合検査規則（昭和27年鳥取県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第123条の規定により、水産業協同組合（以下「組合」という。）に対して知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第2項に規定する行政監察監又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された<u>公益法人・団体指導課</u>の長。以下同じ。）が行う検査（以下「検査」という。）は、法令に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第123条の規定により、水産業協同組合（以下「組合」という。）に対して知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する行政監察監又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された<u>公益法人・団体指導室</u>の長。以下同じ。）が行う検査（以下「検査」という。）は、法令に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>

（農業協同組合検査規則の一部改正）

第20条 農業協同組合検査規則（昭和37年鳥取県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第94条の規定により農業協同組合、農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会（以下「組合」と総称す</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第94条の規定により農業協同組合、農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会（以下「組合」と総称す</p>

る。)に対して知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合)にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第14条第2項に規定する行政監察監又は鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条の規定により設置された <u>公益法人・団体指導課</u> の長。以下同じ。)が行う検査(以下「検査」という。)は、法令に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。	る。)に対して知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合)にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する行政監察監又は鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条の規定により設置された <u>公益法人・団体指導室</u> の長。以下同じ。)が行う検査(以下「検査」という。)は、法令に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。
---	---

(森林組合検査規則の一部改正)

第21条 森林組合検査規則(平成8年鳥取県規則第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 森林組合法(昭和53年法律第36号)第111条の規定により森林組合及び森林組合連合会(以下「組合」と総称する。)に対して知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合)にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第14条第2項に規定する行政監察監又は鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条の規定により設置された <u>公益法人・団体指導課</u> の長。以下同じ。)が行う検査(以下「検査」という。)は、法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。	(趣旨) 第1条 森林組合法(昭和53年法律第36号)第111条の規定により森林組合及び森林組合連合会(以下「組合」と総称する。)に対して知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合)にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する行政監察監又は鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条の規定により設置された <u>公益法人・団体指導室</u> の長。以下同じ。)が行う検査(以下「検査」という。)は、法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(鳥取県物品事務取扱規則の一部改正)

第22条 鳥取県物品事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(物品出納員) 第5条 知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の	(物品出納員) 第5条 知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の

権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第2項に規定する部局長等、同条例第2条の規定により設置される部局等を構成する内部組織の長その他の知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長。以下同じ。）は、知事部局（会計管理者会計局及び会計管理者庶務集中局を除く。以下この条及び次条において同じ。）の本庁各課（課に相当するものを含み、総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所を除く。以下同じ。）、会計管理者会計局、会計管理者庶務集中局、議会事務局及び教育委員会事務局の各課等（課に相当するものを含む。以下同じ。）、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局並びに警察本部の会計課に物品出納員を置く。

## 2～4 略

（物品保管主任）

第5条の2 知事は、使用中の物品（会計管理者、出納員、分任出納員又は物品出納員が保管する物品以外の物品をいう。）の保管を行わせるため、知事部局の本庁各課、会計管理者会計局、会計管理者庶務集中局、議会事務局、教育委員会事務局の各課等、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局（以下「本庁各課等」という。）、警察本部の各課並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第2条第2号に規定する機関、総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所並びに鳥取県教育センター、鳥取県立図書館及び鳥取県立博物館（以下「機関等」という。）に物品保管主任を置く。

## 2 略

（資金前渡者の購入した物品の引継ぎ等）

第7条 資金の前渡を受けた職員は、その購入した物品（現地で消費する物品を除く。）を、物品引継書により知事又は出納機関（鳥取県会計規則附則第2項から第9項までの規定により出納機関とみなされる総務部行財政改革局職員人材開発センター、生活

権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する部局長等、同条例第2条の規定により設置される部局等を構成する内部組織の長その他の知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長。以下同じ。）は、知事部局（会計管理者会計局及び会計管理者庶務集中局を除く。以下この条及び次条において同じ。）の本庁各課（課に相当するものを含み、総務部行財政改革局自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所を除く。以下同じ。）、会計管理者会計局、会計管理者庶務集中局、議会事務局、教育委員会事務局の各課等（課に相当するものを含み、鳥取県教育センター、鳥取県立図書館及び鳥取県立博物館を除く。以下同じ。）、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び警察本部の会計課に物品出納員を置く。

## 2～4 略

（物品保管主任）

第5条の2 知事は、使用中の物品（会計管理者、出納員、分任出納員又は物品出納員が保管する物品以外の物品をいう。）の保管を行わせるため、知事部局の本庁各課、会計管理者会計局、会計管理者庶務集中局、議会事務局、教育委員会事務局の各課等、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局（以下「本庁各課等」という。）、警察本部の各課並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第2条第2号に規定する機関、総務部行財政改革局自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所並びに鳥取県教育センター、鳥取県立図書館及び鳥取県立博物館（以下「機関等」という。）に物品保管主任を置く。

## 2 略

（資金前渡者の購入した物品の引継ぎ等）

第7条 資金の前渡を受けた職員は、その購入した物品（現地で消費する物品を除く。）を、物品引継書により知事又は出納機関（鳥取県会計規則附則第2項から第9項までの規定により出納機関とみなされる総務部行財政改革局自治研修所、生活環境部衛生

<p>環境部衛生環境研究所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所並びに鳥取県教育センター、鳥取県立図書館及び鳥取県立博物館を含む。以下同じ。)の長に引き継がなければならない。ただし、催物等に使用した物品の残余については、近くの機関等の長に引き継ぐことができる。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>環境研究所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所並びに鳥取県教育センター、鳥取県立図書館及び鳥取県立博物館を含む。以下同じ。)の長に引き継がなければならない。ただし、催物等に使用した物品の残余については、近くの機関等の長に引き継ぐことができる。</p> <p>2及び3 略</p>
---	--

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。